

非遺伝子組換え微生物によるバイオレメディエーション
利用指針について(報告)
(案)

平成16年 月 日

前回(第3回合同委員会(平成16年7月30日))開催時に提出した報告書案資料と比較し、修正・変更部分については、下線が引いてあります。なお、削除した文章については、大変読みづらくなるため、基本的には、文中から消去させて頂いておりますが、重要と思われる箇所については、見え消しで表示させて頂いております。

目次

第1	はじめに.....	1
第2	バイオレメディエーション利用の現状.....	2
第3	指針の対象.....	3
1	対象とするバイオレメディエーションの手法.....	3
2	利用微生物.....	3
3	浄化対象物質.....	4
4	浄化作業場所.....	4
第4	バイオレメディエーションの実施概要.....	4
第5	浄化事業実施手順の詳細.....	5
1	浄化事業計画の策定.....	5
(1)	利用する微生物の名称.....	6
(2)	浄化作業等の内容.....	6
(3)	浄化事業等の方法.....	6
(4)	安全管理の方法.....	6
2	生態系等への影響評価の実施.....	6
(1)	評価に必要とされる情報.....	7
(2)	評価の項目及び評価の実施方法.....	10
3	浄化事業の実施.....	11
4	浄化事業の終了.....	11
第6	国による確認.....	11
第7	浄化事業の実施に当たっての留意事項.....	12
1	モニタリング.....	12
2	緊急時の対応.....	12
3	安全管理体制の整備.....	13
4	記録等の保管.....	13
5	周辺住民等への情報の提供.....	13

第1 はじめに

バイオレメディエーションとは、微生物等の働きを利用して汚染物質を分解・無害化することによって、土壌、地下水等の環境汚染の浄化・修復を図る技術である。環境汚染浄化の技術的手法としては、物理的手法、化学的手法及び微生物機能の活用等の生物学的手法が存在するが、微生物を利用するバイオレメディエーションは、多様な汚染物質への適用可能性をもち、投入エネルギーが理論的には少なく、一般的に浄化コストも低く済む可能性があり、将来の主要技術の一つと考えられている。微生物を利用するバイオレメディエーションの中でも特に、バイオオーグメンテーション(注1)については、主に難分解性化学物質の汚染に対し、近年環境汚染浄化技術としての注目度が高まっており、今後の利用拡大が期待されているところである。

微生物の開放系利用となるバイオレメディエーションは、安全性評価を十分踏まえつつ実施するということを前提にすれば、汚染された土壌等の浄化が進められることによって、全体として生態系への影響及び人への健康影響(以下、生態系等への影響という。)を低減することが期待できるものである。

特に、バイオオーグメンテーションは、一般的には自然環境から分離した特定の微生物を選択し閉鎖系のバイオリクター等を利用して工業的に大量培養されたものを意図的に一定区域に多量に導入することによって、環境汚染土壌等の浄化を図ろうとするものであるが、病原性を有しているとして知られている特定の微生物が選択されて環境中に拡散すること等によって、生態系等への影響を与えるおそれがないとは言えないことから、あらかじめ安全性の評価を実施してから利用することが適当なものとして位置付けられるものである。しかしながら、この安全性評価は、事業者にとって未だ経験が浅く、その統一された評価手法が存在していないのが現状である。

このことに対し、これまで我が国においては、通商産業省(当時)では、平成10年5月に、「組換えDNA技術工業化指針」の改訂を行い、生物的環境修復等の開放系利用を指針の対象に加え、その中で微生物等についても、「当分の間、本指針を準用する」こととし、また、環境庁(当時)では、平成11年3月に、揮発性有機化合物による地下水汚染に対して微生物を利用して浄化する際の環境への影響を防止するため、「微生物を用いた環境浄化の実施に伴う環境影響防止のための指針」を策定したところであるが、その安全性に係る指針が並立して存在していることから、平成14年12月に策定された「バイオテクノロジー戦略大綱」において、一元化を含めた制度の検討を行う必要性が指摘されているところである。

一方、平成15年6月、「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物多様性の確保に関する法律(以下、カルタヘナ法という。)」が制定され、同法に基づき、生物多様性影響評価実施要領(告示)が同年11月に制定され、本検討の参考となる生物多様性への影響の評価手法が示されることとなった。

本報告書は、このような状況を踏まえ、産業構造審議会化学・バイオ部会組換えDN

A 技術小委員会開放系利用技術指針作成ワーキンググループ及び中央環境審議会水環境・土壌農薬合同部会バイオレメディエーション小委員会において、微生物(注2)を利用するバイオレメディエーションの中でも特に、バイオオーグメンテーションを実施する際の安全性の確保に万全を期すために、生態系等への影響に配慮した適正な安全性評価手法及び管理手法等のための基本的要件の新たな考え方(以下、指針)を検討し、とりまとめたものである。

上記のとおり、国が関係者の理解を得つつとりまとめた指針を示すことによって、一層のバイオレメディエーション事業の健全な発展につながり、バイオレメディエーションの利用の拡大を通じた環境保全が図られることが期待されるものである。

(注1) バイオレメディエーション(Bioremediation)のうち、外部で培養した微生物を導入することによる環境修復をバイオオーグメンテーション(Bioaugmentation)、栄養物質や酸素を加えて修復場所に生息している微生物を活性化することによる環境修復をバイオスティミュレーション(Biostimulation)という。

(注2) 本報告書では、「微生物」に「遺伝子組換え生物等の規制による生物の多様性の確保に関する法律」に規定される「遺伝子組換え生物等」は含まない。また、同法において、いわゆる「セルフクローニング」、「ナチュラルオカレンス」に起因する生物は、「遺伝子組換え生物等」の定義から除外されて整理されていることから、当該生物は、指針の「微生物」の中を含めることとした。

なお、ここでいう微生物とは、細菌、古細菌、菌類等である。

第2 バイオレメディエーション利用の現状

バイオレメディエーションには汚染土壌を掘削し、処理サイトへ運搬して処理する方式(ex situ 又は on site)と原位置で処理する方式(in situ)とがある。また、微生物の利用方法により分類すると、栄養物質や酸素を加えて土着等の微生物を活性化させるバイオスティミュレーションと外部で培養した微生物を導入するバイオオーグメンテーションとがある。

土壌等汚染修復におけるバイオレメディエーションは、海外では1980年代から実用化され、汚染サイトの浄化に適用されるようになった。バイオレメディエーションの先進国である米国では、1980年代末から1990年代にかけてバイオレメディエーションが商業化された。1989年のExxon Valdez Spill(エクソン・バルディーズ号のアラスカ原油流出事故)の後、技術的進展が加速したとされる。

日本では、湾岸戦争で汚染されたクウェートの油汚染土壌をバイオレメディエーションにより浄化する実証試験をPEC((財)石油産業活性化センター)が1990年代に実施した。また、有機塩素化合物による汚染については、1994年から1995年に環境庁(当時)の調査の一環としてバイオスティミュレーションの実証試験が行われた。また、RITE

((財)地球環境産業技術研究機構)は、1995年から2000年の期間でバイオスティミュレーション及びバイオオーグメンテーションの実証試験を実施した。これらの取組により、日本においてもバイオレメディエーション技術が急速に進歩した。近年では、主として、ダイオキシン類などの難分解性有機汚染物質の分解や重金属の処理に対するバイオオーグメンテーション技術の適用に関する研究開発も行われている。

また、バイオレメディエーションの運転管理や安全性評価のため、微生物のモニタリング手法の研究開発も進んでおり、希釈平板法、MPN法、PCR-DGGE法、定量PCR法、マイクロアレイ等の微生物解析技術の応用が試みられているところである。

以上のように、バイオレメディエーションは土壌・地下水等の環境修復において今後有望な技術の一つと位置づけられ、その更なる技術的進展が期待されているところである。

第3 指針の対象

1. 対象とするバイオレメディエーションの手法

指針の対象は、微生物を利用するバイオレメディエーションのうち、「第1 はじめに」に記載した事項及び最近の技術の進歩や利用動向等を踏まえ検討した結果、微生物を利用したバイオオーグメンテーションを対象とすることとした。また、バイオスティミュレーションについては、酸素又は添加する栄養物質の供給の停止とともに、活性化された微生物は減少し、土着等の微生物相に還元されると考えられることから、対象としないこととしたが、浄化事業の計画・実施に当たっては、栄養物質の添加等指針の考え方を参考にしつつ、バイオレメディエーションを実施する者(以下、「事業者」という。)自らが適切な本報告の適用が可能な部分は、その考え方にのっとり安全性評価を行い、適切な安全管理のもとに実施されることが望ましい。

2. 利用微生物

国が確認を行う(注1)利用微生物の対象は、微生物の種類ごとに生態系等への影響についての科学的知見に基づいた適切な安全性評価が可能なものを対象とすべきと考える。

この基本的考え方の観点から、指針で確認の対象とする利用微生物は、
分類・同定された単一微生物(注2)又はそれらを混合した微生物系
自然環境から採取された複合微生物系(コンソーシアという。以下同じ。)をもとにして、特定の培養条件で集積培養された複合微生物系であって、高度に限定された微生物で構成され、その構成が継続的に安定していることが確認されたもの

とすることが適当と考える。

なお、自然環境から採取された複合微生物系をもとにして培養された複合微生物系

は、構成している微生物の把握が難しく、指針の適用ができないため、確認の対象としないこととしたが、浄化事業の計画・実施に当たっては、指針の考え方を参考にしつつ、事業者自らが適切な安全性評価を行い、適切な安全管理のもとに実施されることが望ましい。

また、長期間の使用等の経験から安全利用がなされている活性汚泥又はコンポスト等は、新たな安全性評価を行う必要がないと考えることから、指針の対象としないこととした。したがって、分類・同定された単一微生物又はそれらを混合した微生物系を、長期間の使用等の経験から安全利用がなされている活性汚泥又はコンポスト等に添加して使用する場合には、活性汚泥又はコンポスト等の部分は安全と見なすことができることから、確認の対象に含まれると考える。

(注1) 事業者から提出された浄化事業計画の計画や生態系への影響評価の結果等に基づき、指針に適合しているか否かを国が判断・確認するもの(詳細は、後述第6を参照のこと)。

(注2) 生態系等への影響を評価するためには、微生物の特性についての知見が必要であることから、株レベル(不可能な場合は種又は属レベル(ただし、安全性評価が可能な場合。また、評価を実施する場合は同じ属・種であっても個別事業毎に行う。))の分類・同定が必要。

3. 浄化対象物質

環境汚染浄化の対象物質としては、特に指定するものではないが、バイオオーグメンテーション技術への期待から、石油類の他に、分解が遅い化学物質(トリクロロエチレン等揮発性有機化合物、ダイオキシン類等多環芳香族等)及び金属類等を想定している。

4. 浄化作業場所

浄化作業が行われる場所としては、特に指定するものではないが、開放系利用を前提に、自然条件下の限定された区域の土壌及び地下水等を対象として想定している。

第4 バイオレメディエーションの実施概要

事業者は、あらかじめ浄化事業ごとに浄化作業等の内容及び方法を盛り込んだ「浄化事業計画」を策定し、同時に、科学的かつ適正に行われた生態系等への影響評価について、その結果を記載した評価書(以下、「生態系等への影響評価書」という。)を策定する。

この生態系等への影響評価書と浄化事業計画に記載した内容において、適切な安全管理のもとに浄化事業を実施するものとする。

浄化事業を終了する際は、指針に基づき計画書に定めた項目を確認してから終了するものとする。全体の手順は以下のとおりであり、各手順の詳細については次項で記載す

る。

1. 浄化事業計画の策定
2. 生態系等への影響評価の実施
 - (1) 評価に必要とされる情報
 - (2) 評価の項目及び評価の実施方法
3. 浄化事業の実施
4. 浄化事業の終了

上記各項目の内容の検討に当たっては、カルタヘナ法に基づく開放系使用における生物多様性影響評価及びその承認の枠組みが微生物のバイオレメディエーションの安全性評価及びその確認を実施していく上で基本的には同様な概念であることから、同法を参考とした。ただし、この法律は、遺伝子組換え生物等を対象としたものであることから、微生物の利用に際しては、安全性評価及び管理方法として不必要と考えられる項目は除外した。

(参考)「カルタヘナ法」の概要

我が国は、「生物の多様性に関する条約のバイオセーフティに関するカルタヘナ議定書」を締結するため、2003年6月、カルタヘナ法を制定し、2004年2月19日に議定書が我が国について発効すると同時にカルタヘナ法が施行された。

カルタヘナ法及びこれに基づく省令、告示等では、開放系での遺伝子組換え生物等の利用に当たって、利用する組換え生物等の種類の名称、使用等の内容及び使用等の方法について定めた「使用規程」を作成し、主務大臣の承認を受けることとされている。また、承認を受ける場合には、生物多様性影響について評価を行い、その結果を記載した「生物多様性影響評価書」を提出することになっている。この生物多様性影響評価においては、分類学上の位置づけ等、使用等の歴史、生理学的・生態学的特性（生息可能な環境条件、寄生性等、繁殖・増殖の様式、病原性、有害物質の産生性等）について情報を収集した上で評価するとされている。さらに、事故時の措置等についても規定されている。

第5 浄化事業実施手順の詳細

1. 浄化事業計画の策定

事業者は、浄化事業を行うに当たって、事業の内容を明確にし、指針に定められた内容を確実に実施するために、以下の内容を含む「浄化事業計画」を策定し、これに従って事業を行う。なお、土壌汚染対策法、水質汚濁防止法及び化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律等の関係する法令を遵守することは当然のことである。

(1) 利用する微生物の名称

(2) 浄化作業等の内容

浄化対象物質及び想定される濃度 (浄化対象物質以外の共存する汚染物質がある場合は、その物質及び濃度)

浄化対象物質の浄化目標濃度 (以下、浄化目標という。)

浄化技術の内容 (詳細は 2. (1) . 2) 参照)

浄化事業期間

- ・ 浄化作業期間 (浄化準備開始から浄化目標達成時までをいう。)
- ・ モニタリング期間

(3) 浄化事業等の方法

作業区域 (浄化作業を行う範囲) の設定

作業区域及びその周辺の情報 (詳細は 2. (1) . 3) 参照)

微生物の作業区域への導入

- ・ 微生物の導入方法
 - ・ 利用微生物と同時に導入する栄養物質等 (詳細は 2. (1) . 2) . 参照)
- 浄化事業の終了方法とその手順 (詳細は、 4 . 参照)

——安全管理方法

(4) 安全管理の方法

- ・ 利用微生物の拡散防止対策
- ・ 栄養物質の拡散防止対策
- ・ 浄化対象物質 (必要に応じ、中間生成物を含む) の拡散防止対策
- ・ ~~その他安全管理の方法~~
- ・ モニタリングの方法 (関係として、第 7 1 . 参照)
- ・ ~~浄化事業の終了方法とその手順~~
- ・ 安全な管理に関する検討委員会等の設置 (関係として、第 7 3 . 参照)
- ・ 事業に関する記録の方法・保管 (関係として、第 7 4 . 参照)

~~(4) 緊急時の措置~~

- ・ 緊急時の対応及び偶発的事故対策 (関係として、第 7 2 . 参照)
- ・ ~~その他安全管理の方法~~

2 . 生態系等への影響評価の実施

生態系等への影響評価に当たっては、以下の(1)に掲げる情報を収集した上で、これらの情報を用いて行う。ただし、掲げられた情報の一部を用いる必要がないと考える合理的な理由がある場合には、その理由を示すことにより、それらの情報を収集する必要はない。また、これらの情報以外の情報を収集する必要が生じた場合には、当該情報を

追加して収集した上で、評価を行う。

生態系等への影響評価は、以下の(2)に掲げる評価項目ごとに、必要に応じ、定められた評価の実施方法に沿って行い、その評価結果を踏まえ、生態系等への影響が生ずるおそれがあるか否かを総合的に判断する。

なお、以下の情報収集は、必ずしも、個別に限定された場所での情報である必要はなく、適用条件を想定した上で、その想定条件を満たす情報を収集することによって、評価することが可能である。

また、生態系等への影響評価に必要とされる情報は、最新の科学的知見によることが必要である。なお、評価を行うに当たり用いられた情報の出典(当該情報が学識経験者又は評価を行う者の有する知識又は経験に基づくものである場合はその旨)が明らかになるようにする。

以上によって、評価の結果を記載した「生態系等への影響評価書」を策定する。

(1) 評価に必要とされる情報

1) 利用微生物の情報

利用微生物について、以下のような情報を収集する。収集に当たっては、第一には、各種データベース及び文献等の既知の情報の十分な調査を行い、情報が不足している場合には、必要に応じ実験室等の結果を収集する。

分類学上の位置付け、分離源及びその自然環境での役割

使用等の歴史及び現状

生理学的及び生態学的特性

- ・ 基本的特性
- ・ 好適生育環境の条件(微生物の生存が有利になる条件、生存を制限する条件等)
- ・ 寄生性、共生性又は捕食性
- ・ 繁殖又は増殖の様式生活環(接合、胞子形成等)
- ・ 病原性、毒性(主要な動植物及び人に対する影響)
- ・ 有害物質の産生性(主要な動植物及び人に対する影響)
- ・ その他の情報

利用微生物の検出及び識別の方法並びにそれらの感度、特異性及び信頼性

—なお、既存情報が全く無い場合又は既存情報において疑いのある情報がある場合は、人や主要な動植物又への影響に関する情報について、必要に応じて動植物試験等を実施する。—

2) 浄化技術の情報

計画している浄化技術について、以下のような情報を収集する。収集に当たって

は、第一には、文献等の既知の情報の十分な調査を行い、情報が不足している場合には、必要に応じ実験室等の結果を収集する。

浄化技術の内容

利用微生物の土壌・地下水等への導入方法、条件等の基本的な技術的原理の説明。

分解生成物及び分解経路等

分解生成物及び想定される分解経路、分解生成物の有無について、既存資料の調査や室内実験室等の結果により確認する。分解生成物が認められる場合には、その性状を調査する。なお、浄化対象物質以外の共存する汚染物質が存在する場合、その物質の挙動を調査する。

対象区域における利用微生物の挙動等

- ・生存・増殖能力及び生残性
- ・拡散の特性
- ・分離源区域自然生息域（あるいは周辺の非汚染地域の生息環境）と作業区域の生存環境の比較、作業区域における増殖促進等のための選択圧
- ・他の微生物群集への影響（(2)を参照のこと）

栄養物質等を添加する場合は、その内容

- ・栄養物質等の名称（CAS番号）、化学構造式、分子量
- ・性状、分解性及び毒性等安全性
- ・導入の目的
- ・導入量
- ・導入濃度・頻度
- ・環境基準等の規制等に関する情報
- ・二次的な汚染の可能性がある物質を用いる場合は、その情報（物質名、毒性、導入時の濃度、導入量、残留性及び作業区域での拡散性）
- ・その他副次的な影響

3) 作業区域及びその周辺の情報

利用微生物を導入する場所について、以下のような情報を収集する。作業区域を特定しない場合においては、利用環境を具体的に想定して収集する。

作業区域等の特徴

- ・位置
作業区域の位置・周辺状況等
- ・現場における汚染原因等
汚染原因及び現在の状況等
- ・水文地質学的特性

作業区域及びその周辺の地質条件(土壌種、有機物含量、物理・化学特性等)、帯水層の分布、地下水の水位等水理地質学的特性

・ 生息する主要な動植物

作業区域内及びその周辺に生息・生育している主要な動植物。特に、生活環境に係る動植物等保護の対象となる生物種や利用する微生物の病原性、毒性によって、影響を受けやすいことが知られている生物種については、詳細な情報。

・ 土地利用の状況

作業区域の土地利用の状況について、工業地域、商業地、住宅地等の別、また、住宅地にある場合には在住人口、工業地域等の場合には労働人口等についての情報。さらに河川水及び地下水の飲料用水や工業用水、灌漑用水等としての利用の状況についての情報。

・ 作業区域周辺の特徴

必要に応じ、上記を参考に情報を収集する。

浄化対象物質の情報

対象物質の化学構造式、分子量、CAS 登録番号等、性状、分解性及び毒性等安全性の情報。

また、既存の法律等により当該物質に係る規制等がある場合には、その基準値等参考となる情報を収集する。

以上の情報について、根拠となる文献等を明確にする。

汚染状況

利用微生物の導入予定場所に存在する浄化対象物質の状況について、水平分布、垂直分布に関する情報を収集する。浄化対象物質以外の共存する汚染物質が見られる場合はその状況についての情報。

4) その他

上記1)～3)の情報収集に関しては、

国内外における使用等又は実験室等での使用等又は開放系での使用が予定されている環境と類似の環境での使用等の結果及び国内外における使用等に関する情報があれば収集する。

情報の一部を用いる必要がないと考える合理的な理由がある場合には、その理由を示すことにより、それらの情報を収集する必要はない。

上記以外の情報を収集する必要が生じた場合には、当該情報を追加して収集する。

(2) 評価の項目及び評価の実施方法

事業者は、前記(1)の評価に必要とされる情報を用いて、以下に示す評価項目ごとに、評価を行う。また、必要に応じ、定められた評価の実施方法に沿って評価を行う。以下の項目ごとの評価結果の概要及びこれらの評価結果を踏まえた総合的な判断の結果によって、浄化事業に伴う生態系等への影響を評価する。なお、評価を行う者が行った判断については、その判断の根拠を明らかにする。

利用微生物が浄化作業終了後(注1)に増殖する可能性。必要に応じ、作業区域外への影響に配慮した効果的な措置

作業区域における他の微生物群集への影響(注2)。

作業区域及びその周辺における主要な動植物及び人に対する、利用微生物の病原性及び有害物質の産生性の有無、若しくはその他の有害な影響を及ぼす可能性。必要に応じ、生態系等への影響の効果的な措置。

浄化作業に伴う浄化対象物質(必要に応じ中間生成物を含む)の拡散の可能性。必要に応じ、作業区域外への影響に配慮した効果的な措置。

浄化に当たって栄養物質等を添加する場合は、浄化作業終了後の当該物質の有意な残留の可能性。必要に応じ、作業区域外への影響に配慮した効果的な措置。

浄化作業終了後の有害な分解生成物等の有意な残留の可能性。必要に応じ、作業区域外への影響に配慮した効果的な措置。

- ・浄化作業の実施に係る生態系等への影響の防止の措置が講じられていること。
- ・浄化作業の実施中における緊急時の措置が明らかにされていること。

評価の実施方法としては、第一には、上記に関係する既知の情報を十分に収集し、活用した上で行う(注3)。なお、情報が不足している場合は、必要に応じ、実験室等の結果等を収集して行う。

上記の「他の微生物群集への影響」の場合は、作業区域に類似した土壌等を選定し、当該土壌等の物質循環に深く関与している微生物の特定の種を選定(注4)して評価するか、又は微生物群集のプロファイル変化に基づき評価する。

また、上記の「主要な動植物への影響」の場合は、作業区域及びその周辺で問題となる主要な動植物種を選定して、具体的内容について評価し、生態系への影響が生ずるおそれの有無について評価する。

(注1)浄化作業終了後とは、設定した浄化目標達成後をいう。

(注2)ここでの「他の微生物群集への影響」とは、浄化作業終了時点において、導入微生物によって他の微生物群集が影響を受けたことによって、本来あるべき土壌等としての機能が失われ、かつ、その

状態が長期に渡って継続的に維持されることが予想される影響を与えた場合を言う。具体的には、生存環境の競合又は有害物質の産生等により、導入微生物が他の微生物の生育を阻害し、生態系の基盤を大きく変化させることを通じて、間接的に主要な動植物の生育環境等への影響を与える性質等を評価する。

(注3) 自然環境等から分離された微生物であれば、一般的には、生物学的知見の情報量が多く存在するため、その情報を十分調査することによって、判断することが重要である。

(注4) 例えば、一般細菌(炭素循環に係る作用)、硝化菌・脱窒菌(窒素循環に係る作用)等への影響

3. 浄化事業の実施

浄化作業は浄化事業計画に従って、行うこととする。

4. 浄化事業の終了

浄化事業計画に定めた浄化事業の終了方法とその手順に従って、浄化作業終了後、浄化対象物質、利用微生物、分解生成物及び栄養物質の濃度等が以下のとおり、終了可能な水準に達したことを確認して浄化事業終了とする。

- ・ 浄化対象物質が、浄化事業計画に定めた浄化目標に達したこと
- ・ 利用微生物が、浄化作業終了後に増殖、又は高濃度に残留しないこと
- ・ 分解生成物が、浄化作業終了後に有意に残留しないこと
- ・ 栄養物質が、浄化作業終了後に有意に残留しないこと
- ・ この他、浄化事業計画に定めた事項が遵守されていること

第6 国による確認

浄化事業が実施されるサイトでは周辺住民の理解(パブリックアクセプタンス)が必要であるが、バイオレメディエーション事業は、安全性についての理解が得られにくいことがあることから、科学的知見に基づく住民の理解をより促進するための一助として、浄化事業計画がガイドラインに適合していることについて、国の確認を受けることができる制度を設けることが望ましい。

事業者がバイオレメディエーション事業を実施する際、事業者の実施しようとしている浄化事業計画が指針に適合しているか否かについて、広範かつ高度な科学的知見に基づいた判断を必要とすることがあることから、指針において国への確認を求めることができる制度を設けることが必要である。

事業者は、国の確認を受ける場合には、指針に基づき生態系等への影響評価を行い、その結果を記載した生態系等への影響評価書とともに、浄化事業計画を記載した申請書を国に提出する。国が確認を行う場合には、以下の観点から、提出された浄化事業計画

及び生態系等への影響評価書の確認を行うこととなる。

- ・ 生態系等への影響評価書及び学識経験者から聴取した意見の内容に照らし、浄化事業計画に従って浄化事業を行った場合に生態系等に悪影響を及ぼすおそれがないと認められる計画であること。
- ・ 利用微生物の特性又は浄化事業計画の内容及び方法に応じ、既知の十分な情報収集及び実験室等での使用等又は浄化事業が予定されている環境と類似の環境での使用等をすることにより、生態系等への影響を評価するための情報が得られていること。
- ・ 利用微生物の特性又は浄化事業計画の内容及び方法に応じ、生態系等への影響の評価に際し勘案した生態系等への影響の効果的な防止に資する措置が確実に講じられるものであること。

また、確認に当たっては、微生物や土壌、地下水等についての広範かつ専門的な知見を必要とすることから、学識経験者から意見を聴取した上で判断することが必要である。

なお、国は、確認の日以降の科学的知見の充実により、確認を受けた浄化事業計画に従って浄化事業が行われる場合においてもなお生態系等への影響が生ずるおそれがあると認められるに至った場合は、学識経験者からの意見を聴取した上で確認を取り消すとともに、必要に応じ、その知見について関係者へ周知する。

第7 浄化事業の実施に当たっての留意事項

浄化の実施に当たって留意すべき事項について、以下に記述する。

1. モニタリング

事業者は、浄化事業計画に基づき、浄化事業期間（浄化事業計画に定めた期間）内のモニタリングを実施することとする。モニタリングについては、以下の項目において行うこととする。

- ・ 浄化対象物質
- ・ 利用微生物及び必要な場合は他の微生物の変化
- ・ 分解生成物（必要に応じ中間生成物を含む）
- ・ 栄養物質
- ・ その他必要な項目

2. 緊急時の対応

作業の実施中に、生態系等に影響が及ぶおそれのあることを示すモニタリング結果が得られた場合や事故が発生した場合には、事業者は、環境影響を防止するために必要な措置を講じる必要がある。また、第6の国による確認を受けた事業者は、その旨を速やかに国に連絡することとする。

3．安全管理体制の整備

安全で的確な実施を確保するため、事業者は安全管理体制を整備することが必要である。このため、事業所の長は、浄化事業ごとに経験を有する全体の管理を行う者及びその者を補佐する者を配置し、安全管理業務を遂行させ、さらに、安全・環境管理について助言を行う委員会を設置するとともに、微生物の取扱に関する教育訓練、事故時における連絡体制の整備を行うよう努める。

4．記録等の保管

事業者は、浄化事業実施状況、上記3における委員会の審議内容等、必要と考えられる事項に対する記録を行い、その保管をするよう努めること、また、事業期間に導入した利用微生物等について、適切な期間、適切な管理のもとに保管する。

5．周辺住民等への情報の提供

本指針にしたがって汚染浄化を実施しようとする者は、事業を円滑に実施する観点から、必要に応じ、作業に関する情報を提供すること等により、地域住民等に説明し、理解を得ることが適当である。

指針にのっとりたバイオレメディエーション事業は、利用される微生物について科学的知見に基づく安全性評価を実施し、安全管理を適切に行うことによって、安全性の確保に万全を期して進められるものであるということに対する周辺住民等の一層の理解が必要なことから、事業者は必要に応じ、周辺住民等に対して十分な情報の提供を行い、周辺住民等とのコミュニケーションを進めることが必要である。

(用語)

MPN法：MPN法は、培養法の一つで、Most Probable Number法の略である。液体の選択培地等に、希釈した試料を接種し、特定の微生物を選択的に培養する方法である。希釈率および増殖が認められたチューブの数から、統計学的に菌数を推定することができる。特定微生物の検出や定量には有効であるが、培養不可能な微生物には適用できない。

PCR-DGGE法：PCR-DGGE法は、核酸を利用したモニタリング法の一つで、Polymerase Chain Reaction-Denaturing Gradient Gel Electrophoresis法の略である。環境中の微生物群集について、PCRで遺伝子を増幅し、それぞれの塩基配列の違い（微生物種の違い）により電気泳動度が異なることを利用して、変性剤の濃度勾配を形成させたゲル上で微生物群集由来の遺伝子を分離する方法である。微生物を単離培養しなくても、微生物群集を再現性よくプロファイリングすることが可能である。さらに、DGGEで得られたバンドを切り出して塩基配列を決定することにより、微生物の系統関係を明らかにすることができる。ただし、PCRを用いて遺伝子増幅を行っているため、定量性に欠けることに注意を要する。

T-RFLP(Terminal Restriction Fragment Length Polymorphism、制限酵素末端断片長解析)法：末端を蛍光標識したプライマーを用いて目的DNAをPCRで増幅し、制限酵素で消化した後、そのフラグメントを電気泳動する。集団を構成する微生物の種類が違えば制限酵素切断部位も異なるため、電気泳動により得られるピークの強度、位置、数も異なる。このことを利用して微生物群集の構造を解析する。微生物群集の解析には、16S rRNA遺伝子をターゲットとする方法がよく用いられる。

PCR-サザンプロット解析法：サザンプロットは1975年にサザン(Southern)が開発したDNAの分析方法で、アガロースゲル等で電気泳動したDNAをメンブレンに1本鎖の状態ですり取り、放射性同位元素等で標識したDNAとハイブリダイズさせ、目的DNAを検出する。この方法は検出感度が低いため、微生物群集の解析においては、感度を上げるために、土壌等から抽出したDNAの目的配列をPCRによって増幅した後、サザンプロットを行う。これをPCR-サザンプロットという。

マイクロアレイ(microarray)、DNAマイクロアレイ(DNA microarray)：様々な微生物のrDNAを微小な間隔で規則正しく並べて固定化した基盤(マイクロアレイ)上に、試料から抽出した蛍光標識されたrRNAを滴下し、ハイブリダイズしたrRNAを検出することにより、微生物の組成を同定・解析する方法。微生物から抽出したrRNA分子を直接解析に用いるため、定量的な解析が可能である。

(参 考)

産業構造審議会 化学・バイオ部会 組換え DNA 技術小委員会
開放系利用指針作成ワーキンググループ 及び
中央環境審議会 水環境・土壌農薬合同部会
バイオレメディエーション小委員会 合同会合審議経過

平成16年4月26日 第1回

- (1) 検討会の設置趣旨(経済産業省、環境省)
- (2) 従来指針について(経済産業省、環境省)
- (3) カルタヘナ法の概要
- (4) 合同会合における主要な論点(案)
- (5) バイオレメディエーション実施事例に関するプレゼンテーション
- (6) その他

平成16年6月11日 第2回

- (1) バイオレメディエーション実施事例等に関するプレゼンテーション
- (2) 指針の方向性について(案)
- (3) その他

平成16年7月30日 第3回

- (1) 委員からの意見について
- (2) バイオレメディエーション利用指針に関する報告書(案)について
- (3) その他

平成16年10月7日 第4回

- (1) バイオレメディエーション利用指針に関する報告書(案)について
- (2) その他